第〇章　携帯型電子機器の使用上の留意事項

（携帯型電子機器の使用上の留意事項）

第〇〇条　給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

⑴　携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950－1」、「JIS C 6950－1」、「IEC 62368－1」、「JIS C 62368－1」のうちいずれかの規格等に適合するものとすること。（別紙 仕様書参照）

⑵　携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。

⑶　【用途について記載：以下、記載例】

携帯型電子機器は、決済機能付きハンディターミナルとして、磁気ストライプカード・ＩＣカード・非接触媒体（ＩＣタグ）のデータ操作業務に用いる。

⑷　危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。

⑸　火災や危険物の流出事故が発生した場合は、ただちに当該機器の使用を中止し、安全が確保されるまでの間、当該機器を使用しないこと。